

上尾市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第24号

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和30年上尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「、前項」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第80条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）、第83条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の

4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し、第89条（見出しを含む。）並びに第90条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項から第7項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第3項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「令和6年4月1日から令和8年3月

31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日」に、「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項各号」を「附則第15条第39項各号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附

則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。

26 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に法附則第15条の11第1項に規定する工事が行われた同項に規定する改修特別特定建築物に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額する額の同項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第10項第4号中「附則第12条第23項各号」を「附則第12条第24項各号」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第11項第5号及び第13項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第16項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第17項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。附則第16条の4第3号において同じ。）」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444

条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

附則第16条の4の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物」に改める。

附則第16条の12の2第3項第2号、附則第16条の13第3項第2号、附則第17条第3項第2号中、附則第18条第5項第2号、附則第19条第2項第2号及び附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び

附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4条第2項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 新条例第89条第4項並びに第90条第6項及び第7項の規定の適用については、令和8年度分の軽自動車税に限り、新条例第89条第4項中

「同号の規定により軽自動車税の」とあるのは「上尾市税条例の一部を改正する条例（令和8年上尾市条例第24号）による改正前の上尾市税条例（次条第6項及び第7項において「旧条例」という。）第89条第1項第1号の規定により種別割の」と、「引き続き同号の」とあるのは「引き続き第1項第1号の」と、新条例第90条第6項中「同号の規定により軽自動車税の」とあるのは「旧条例第90条第1項第1号の規定により種別割の」と、「引き続き同号の」とあるのは「引き続き第1項第1号の」と、同条第7項中「同号の規定により軽自動車税の」とあるのは「旧条例第90条第1項第2号の規定により種別割の」と、「引き続き同号の」とあるのは「引き続き第1項第2号の」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（上尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 上尾市税条例等の一部を改正する条例（平成26年上尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項中「の種別割」を削る。